

## **[事案 27-90] 契約無効請求**

・平成 28 年 1 月 25 日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約時、契約者である申立人は手続に関与していないことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 59 年 6 月から昭和 60 年 3 月にかけて契約した 4 件の生命保険について、いずれも自分の意思にもとづかない契約であるので、契約を無効とし、本契約の履歴を抹消し、謝罪文を提出し、慰謝料を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書上の署名を申立人が自らのものと認めているもの、および同一人による署名の可能性が高いものがある。
- (2) 診査医による診査がなされるものがある。
- (3) 通信先（集金先）の住所は申立人の住所と同一のものがあり、保険証券等が申立人に送付されているはずであり、申立人が知らないということはない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、本契約が申立人に無断で締結されたかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、すべての契約について無効とするだけの理由が認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 本件には、不自然な点があることも否定できない。
- (2) 申立人は保険料の負担をしていないため、財産的な損害はなかったといえるが、申立人は本件に対応するため弁護士の法律相談を受け、また筆跡簡易鑑定を依頼したことによる出費があった。